

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人笠本晴明の上告理由第一、二点について。

本件各土地について訴外Dを競買人とする原判示競落許可決定がなされた当時、同土地は畠地であつた旨の原審の判断は、証拠関係に照らし、肯認することができ、競売により農地の所有権が移転される場合でも、農地法三条一項本文の規定による許可を受けることを要し、その許可がないかぎり、競落人は当該農地の所用権を取得しえない旨の原審の判断は、同条の法意に照らし、正当である。したがつて、原判決に所論の違法はなく、所論違法の主張は、原審の適法にした証拠の取捨判断および事実の認定を非難し、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃するに歸し、所論違憲の主張は前提を欠くことが明らかであるから、論旨はすべて理由がない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太郎